

東庄町デイサービスセンター経営戦略

令和8年3月

東庄町

経 営 戦 略

千葉県 香取郡 東庄町 一般会計

第 1 東庄町デイサービスセンター（老人デイサービスセンター）事業の現状と課題

（1）事業の現況

法適（全部適用・一部適用） 非 適 の 区 分	非 適	事 業 開 始 年 月 日	平成12年4月1日
事 業 の 内 容	老人デイサービスセンター	指定管理者制度導入状況	直営
職 員 数	20人		
うち看護職員	2人	理学療法士又は作業療法士	
介護職員	13人	事務職員	
介護支援専門員数		その他職員	5人

施 設 数	1	定 員	35人
延 床 面 積	621㎡	居 室 床 面 積	621㎡
サ ー ビ ス 日 数	361	年 延 利 用 者 数	7,620

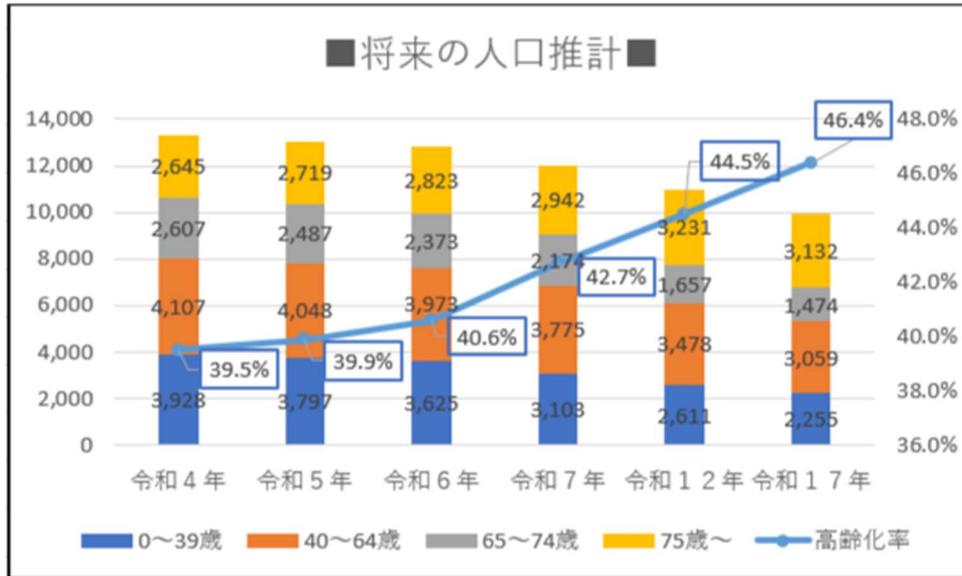
（1）東庄町の人口推計

令和7年4月1日現在、東庄町は総人口12,513人で、65歳以上の高齢者の割合が約41%であり、5年前の令和2年度時点での総人口13,753人と比較して減少しており65歳以上の高齢者の割合も約38%から3%増加し、高齢化率も進行している。また、生産年齢人口も減少を続けており、東庄町の高齢化率は今後も上昇すると見込んでいる。

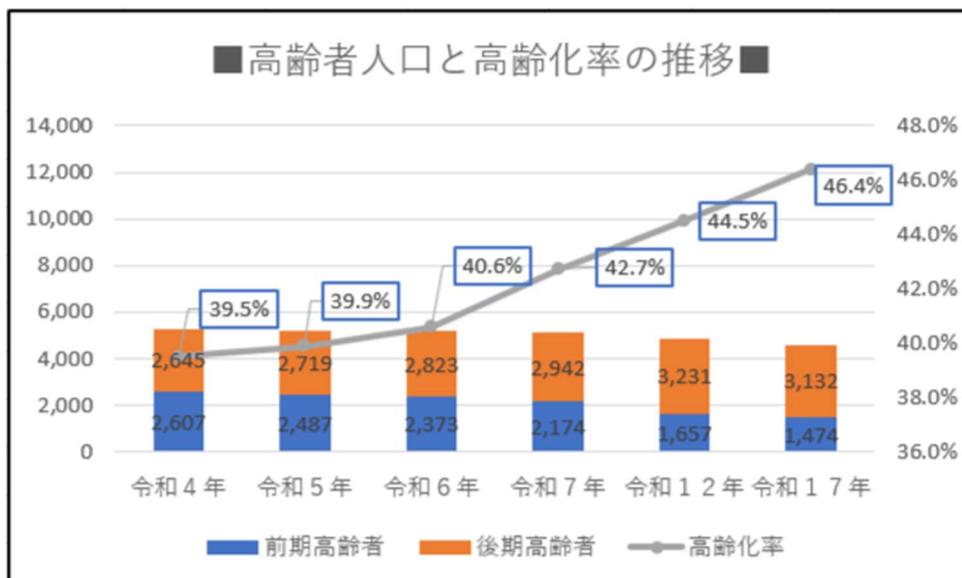
要介護・要支援認定者数もゆるやかに上昇しており、介護サービスに対する需要は変わらず増加すると見込まれる。東庄町では、株式会社楽天堂に東庄町デイサービスセンターの運営を委託しており、通所介護サービス、介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスを行っている。

■東庄町の総人口推計

現況			推計		
令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和12年	令和17年
13,287人	13,051人	12,794人	11,994人	10,977人	9,920人



資料：令和4年度～令和6年度までは東庄町住民基本台帳
令和7年度、12年度、17年度は国立社会保障・人口問題研究所人口統計資料



資料：厚生労働省「見える化システム」

(2) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者は、令和12年度には857名になると見込んでいる。

	現況		推計	
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和12年度
総数	827	836	858	857
要支援1	123	111	123	113
要支援2	112	124	125	128
要介護1	120	120	119	131
要介護2	145	147	143	149
要介護3	122	140	121	124
要介護4	113	108	125	124
要介護5	92	86	102	88

資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告
第9期東庄町介護保険事業計画

(3) 高齢者福祉と介護における課題

東庄町の人口は減少を続けており、年少人口、生産年齢人口の減少がその要因となっている。そのため少子高齢化は進行し続け、高齢化率は今後も上昇する見込みである。人口減少に対して世帯数は増加しており、高齢者の一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加、核家族化の進行は顕著となっている

東庄町の居住地域は、大きく分けて5つの地区に分かれており、駅や学校、町役場が存在するところを中心に人口が密集しているが、山間部またはその周辺は空き家や高齢者のみの世帯が多く、交通手段や買い物、通院に不便や不安を抱えている傾向にある。一人暮らしの高齢者は地域での声掛けや見守り、話し相手を希望する方が多い傾向にあるが、限界集落化した地域では、自助努力にも限界があり、施策としての取り組みが必要となっている。

要介護状態となっている疾病要因の一つに認知症（アルツハイマー病）がある。近年、医療の進歩により早期発見・早期対応が可能になったが、今後も高齢化の進行により認知症患者は増加していくと見込まれ、国においても重要施策として位置付けている。町民に対する認知症の正しい知識の普及、地域全体で見守る体制作りが重要となっている。

東庄町の要介護認定率は緩やかに上昇し続けており、令和7年度には、現在65歳以上の団塊の世代が75歳以上となり、よりサービスの需要が高まることが考えられる。認知症施策の推進をはじめ、居宅・施設系サービスの整備、必要なサービスの利用が円滑に提供できる環境づくりを行い、若い年代の参加だけではなく、高齢者自ら支え手になることで生きがいを持って生活できる地域づくりに取り組んでいくことが重要である。

第2 経営の基本方針

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（サービス事業）

要介護状態をできる限り防ぐ、あるいは状態がそれ以上悪化しないことを目的とし、食事入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを提供し、利用者の心身機能の維持向上や利用者家族の負担軽減を図る。

(2) 通所介護

要介護になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立し生きがいを持った日常生活を営むことが出来るよう、居宅サービス計画による通所介護計画に基づく日常生活上の世話および機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持、利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

計画期間

令和8年度から令和17年度までの10年間

第3 投資・財政計画（別紙）

第4 効率化・経営健全化の取り組み

(1) 組織、人材、定員に関する事項

安全、安心、安定した職場になるよう現状を把握し、必要人材で能率的に事業を執行する。東庄町においては、介護サービス事業の効率的かつ効果的な運営を行うため、事務及び事業に一層の工夫を凝らし、費用対効果を向上させる事業としていく。

また、定員管理については、介護保険法の規定に基づく人員基準等により職員を配置しているが、介護サービス事業は人的依存度の強い事業であり、運営スタッフの確保は事業所の健全運営を目指していく上において最重要課題であり、非常勤職員の処遇改善など抜本的な対策を検討していく必要がある。

(2) 経営基盤の強化に関する事項

適正な見直しを図りながら、安定した収入を確保する。また、施設の維持、補修や機器の更新などを計画的に行い、安定した経営基盤を図っていく。

また、介護サービスを提供する事業所の運営は、職員の質と数の確保が重要であることを認識し、職員の安定確保に向けた配慮に心掛けているが、非常勤介護職員等の退職に伴う人材の確保は大変難しい状況下になっている。そうしたなかにおいて経営基盤の強化のためには、人材育成が必要であることから、介護職、看護職およびリハビリ専門職等に対し、研修への積極的な参加を呼び掛けるなど資質の向上に努めていく。

(3) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

現在、東庄町では資金不足はない。今後も資金不足とならないよう努める。

(4) 資金管理・調達に関する事項

(2)に同じ

(5) 情報公開に関する事項
その他重点事項

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

人口規模が小さいことや地域的な特性から、平成12年のデイサービスセンター開設から、現在に至るまで、地域の中核を担う通所介護施設となっている。